

鎌ヶ谷市いじめ防止基本方針（案）に対するご意見

「鎌ヶ谷市いじめ防止基本方針（案）」（以下「本基本方針（案）」という。）に対するご意見につきましては、下表のとおり対応してまいります。

区分	ご意見の概要	件数	ご意見に対する本市の考え方
第3章 4 (2) (3)	トラブルが生じることは避けられない場合もあるが、重要なのはその対応の仕方である。早期発見と早期対応に力を入れていただきたい。	1	本基本方針（案）の第3章4（2）いじめの早期発見に記載のとおり、学校は「いじめ総点検調査」や教育相談を随時実施し、早期発見に努めます。また、いじめの発見・通報を受けた際は、本基本方針（案）の第3章4（3）いじめに対する早期対応に記載のとおり、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、同委員会を中心として組織的に対応してまいります。
第3章 4 (2)	いじめを相談しやすい環境づくりは重要と考えるが、どのようになっているか。	1	本基本方針（案）の第3章4（2）いじめの早期発見に記載のとおり、教育相談を随時実施し、児童生徒が気兼ねなくいじめに関する情報や意見を投函できる「相談箱」等の設置を充実させております。また、学校では、教育相談週間を設けたり、担任以外の教職員にも気軽に相談できる環境づくりに努めたりしています。さらに、スクールカウンセラーの活用など、児童生徒が容易に相談できる体制を整備しております。
第3章 1	小学校の授業参観などに参加すると、担任だけでなく校長や教頭も各教室を回り、声をかけやすい雰囲気がある。こうした、いじめの情報などを気軽に伝えやすい環境を維持していただきたい。	1	本基本方針（案）の第3章1学校いじめ防止の基本理念に記載のとおり、各学校では、学校ごとに設置した学校いじめ防止対策委員会を通して、学校の実情に応じた対策を推進しております。そこで、いじめを相談しやすい環境の維持や相談体制、日常の様子について全職員が共有できるようにしております。また、併せて、ご意見のような開かれた学校環境の維持に努めてまいります。
全体	教育委員会の中で、担当する課の名前や電話番号をどこかに明記していただきたい。	1	教育委員会では、学校教育課が担当となります。本基本方針に明記していませんが、本基本方針（案）の周知と併せて明記するよう工夫し、わかりやすさに努めてまいります。